明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○船舶設備規程等の一部を改正する省令（国土交通六〇）　一
〔告　示〕
○個人企業経済調査の平成二十三年度調査地域を定める件（総務四三二）　三
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（同四三三）　六
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同四三四）　七
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同四三五）　二
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同四三六）　三
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（同四三八）　三
○海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件（国土交通一五〇三）　三
○指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示（同一五〇四）　三
○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件（同一五〇五～一五〇八）　三
○小型特殊自動車について製作廃止の届出があった件（同一五〇九）　三
○小型特殊自動車の製作者等の氏名又は名称及び住所を変更する旨届出があった件（同一五一〇）　三
○自動車の装置の型式を指定した件（同一五一一～一五一七）　三
○廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の全部を変更した件（環境一三〇）　三
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十二年度秋期情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、会社更生、再生関係　一四
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒の処分・弁護士法第五条の規定による弁護士業務についての研修に関する規則中一部改正関係　一五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　一六
会社その他
会社決算公告　一七

省　令

○国土交通省令第六十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第二十八条第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶設備規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

船舶設備規程等の一部を改正する省令

（船舶設備規程の一部改正）

第一条　船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）の一部を次のように改正する。

第百七十二条の表及び第三百二条の三中「摂氏六一度」を「摂氏六〇度」に改める。

（危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正）

第二条　危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号ハ中「摂氏六十一度」を「摂氏六十度」に改め、同号ト⑴中「イオン化する」を「電離作用を有する」に改め、同条第一号の二ハ中「摂氏六十一度」を「摂氏六十度」に改める。

第十七条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　危険物の荷送人は、第一項の規定により危険物明細書を提出したときは、当該危険物明細書の写しを三月間保管しなければならない。ただし、本邦各港間において危険物を運送する場合には、この限りでない。

第十七条に次の一項を加える。

6　船舶所有者又は船長は、第一項の規定により危険物明細書の提出を受けたとき又は前項の規定により危険物明細書の交付を受けたときは、当該危険物明細書又はその写しを三月間保管しなければならない。ただし、本邦各港間において危険物を運送する場合には、この限りでない。

第十八条第五項中「前各項」を「第一項から第四項まで」に、「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　荷送人は、第一項の規定により記載事項を通知したときは、当該記載事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を三月間保管しなければならない。ただし、本邦各港間において危険物を運送する場合には、この限りでない。

第十八条に次の一項を加える。

7　船舶所有者又は船長は、第一項の規定により記載事項の通知を受けたとき又は前項において準用する前条第五項の規定により記載事項の通知を受けたときは、当該記載事項を記録した電磁的記録を三月間保管しなければならない。ただし、本邦各港間において危険物を運送する場合には、この限りでない。

第二十二条第四項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項から第七項まで」に改め、同条第五項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）」を削る。

第二十八条第二項中「同項の」を削り、同条第三項中「第三十七条の九第一項第一号ハ」を「第三十七条の十七第一項第一号ハ」に改め、「運送する場合は」の下に「、告示で定める方法により」を加える。

第三十条第六項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　危険物の荷送人は、第一項の規定によりコンテナ危険物明細書を提出したときは、当該コンテナ危険物明細書の写しを三月間保管しなければならない。ただし、本邦各港間において危険物を収納したコンテナを運送する場合には、この限りでない。

第三十条第六項の次に次の一項を加える。

7　船舶所有者又は船長は、第一項の規定によりコンテナ危険物明細書の提出を受けたときは、当該コンテナ危険物明細書又はその写しを三月間保管しなければならない。ただし、本邦各港間において危険物を収納したコンテナを運送する場合には、この限りでない。

第三十五条第一項中「第六項」を「第八項」に改める。

第八十一条第一号を次のように改める。

一　告示で定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる基準に適合すること。

イ　核分裂性輸送物の構成部品に一辺が百ミリメートルの立方体を包含するようなくぼみが生じないこと。

ロ　外接する直方体の各辺が百ミリメートル未満とならないこと。

第二百七十二条第二項及び第三項、第二百七十五条第二項、第三百二条並びに第三百二十三条中「摂氏六一度」を「摂氏六〇度」に改める。